

平成 24 年度 第 11 回東区協議会次第

日時：平成 25 年 1 月 25 日（金）午後 1 時 30 分から

会場：東区役所 3 階 31、32 会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 報告事項について

第 2 次浜松都市計画道路見直し計画について

【都市計画課】

(2) 協議事項について

地域力向上事業について

【区振興課】

(3) 地域課題について

東区協議会委員会報告について

【区振興課】

4 その他

(1) その他

(2) 2 月の開催予定 平成 25 年 2 月 28 日（木）午後 1 時 30 分から

会場 長上公民館 1 階 ホール

3 月の開催予定 平成 25 年 3 月 日（ ）午後 1 時 30 分から

会場 東区役所 3 階 31・32 会議室

5 閉会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	第2次浜松市都市計画道路見直し計画について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>都市計画道路について、近年における社会情勢の大幅な変化があり、現状として低い整備率や今後も続く整備未着手状態の長期化など課題が山積していることから、本市として、各種計画との整合を図りながら、都市計画マスタープランで示す集約型の拠点ネットワーク型都市構造に対応した効率的な道路の交通ネットワークを再構築するため必要性について検証すべき状況となった。</p> <p>これを踏まえ、学識経験者や庁内関連課による幹事会における協議を経て平成22年度に策定公表した第1次浜松市都市計画道路見直し計画に引き続き、第1次において検討継続とした存続路線について検証を行い、今回、「第2次浜松市都市計画道路見直し計画」を策定した。</p>				
対象の区協議会	全ての区協議会				
内 容	<p>◆第2次浜松市都市計画道路見直し計画 計画の目的、策定方針、今後の津波対策との整合、計画策定の経緯、都市計画道路の現状と問題点、将来都市像との整合、検証の手順、検証結果、今後の進め方の各項目で構成</p> <p>◆検証結果 都市計画道路 150 路線、総延長約 478km を検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止候補区間 (未整備区間) 38 路線 約 81km (※内保留区間 8 路線 約 21km) ※保留区間 (暫定的な津波対策範囲内で判定結果が廃止候補となる区間) については新たな津波対策が示された段階で検討を行う。 ・ 廃止候補区間 (整備済区間) 13 路線 約 5km ・ 存続区間 139 路線 約 392km (内幅員縮小 1 路線 約 1km) 				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<p>策定公表：平成25年1月4日 市民説明会：平成25年1月31日から各区で開催</p>				
担当課	都市計画課	担当者	早津 陽一郎	電話	457-2371

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

第2次浜松市都市計画道路見直し計画

概 要 編

平成24年12月

浜 松 市

1	都市計画道路見直し計画の目的	1
2	第2次都市計画道路見直し計画の策定方針	1
3	今後の津波対策との整合について	2
4	都市計画道路見直し計画策定の経緯	2
5	都市計画道路の現状と問題点	3
6	将来都市像との整合	4
7	都市計画道路の検証の手順	5
8	都市計画道路の検証結果	9
9	今後の進め方	14

1 都市計画道路見直し計画の目的

都市計画道路は、機能的な都市活動が十分に確保されるよう都市の基盤施設として、都市計画法に基づいて都市計画決定した道路であり、都市及び都市交通の将来像を踏まえ、都市全体におけるネットワークの将来の姿として定められたものです。しかしながら、その多くは高度経済成長期に都市への人口集中と市街地の拡大を前提に計画されたものであり、近年における少子高齢化とこれに伴う人口の減少、経済状況、環境問題等、社会情勢の大幅な変化があり、現状として低い整備率や今後も続く整備未着手状態の長期化など課題が山積していることから、本市として、各種計画との整合を図りながら、都市計画マスタープランで示す集約型の拠点ネットワーク型都市構造に対応した効率的な道路の交通ネットワークを再構築するため必要性について検証すべき状況となりました。

国においては、平成 12 年の都市計画運用指針に、長期末整備の都市計画道路に対する見直しの必要性を示すほか、平成 15 年の社会資本整備審議会の取りまとめには、早期の道路網見直しと、これに伴う都市計画道路の追加、廃止、変更を実施の必要性を示しています。

これらを踏まえ、平成 19 年度より学識経験者や関係機関で構成する都市計画道路見直し検討委員会や庁内関連課による幹事会を設置し、（現在は庁内幹事会に統合）協議検討を重ね平成 20 年度に策定した「都市計画道路の見直しガイドライン」に基づいた検証結果により、都市計画道路見直し計画を策定するものです。

2 第 2 次都市計画道路見直し計画の策定方針

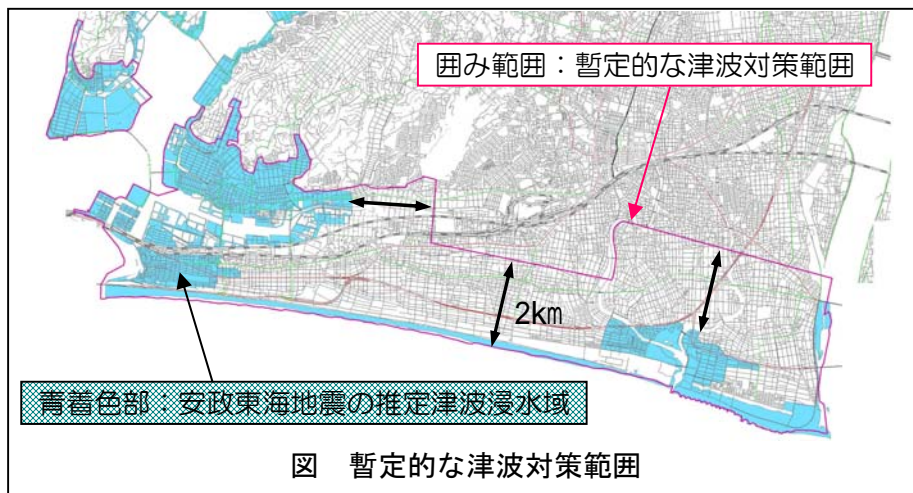
都市計画道路見直し計画については、平成 22 年度、第 1 次見直し計画として、路線の必要性評価に重点を置いて検証を行い、幅員が狭く地区内で起終点が完結する区間や歩道を含む代替機能を持つ既存道路の存在が明確となった区間約 9km を廃止候補区間としましたが、未整備区間延長に対する廃止候補区間は比較的小規模となりました。

第 2 次見直し計画では、第 1 次見直し計画の検証を踏まえつつ、効果的効率的に道路の交通ネットワークが機能するよう都市計画道路が持つ機能を代替する既存道路等を最大限活用する観点で検証を行いました。また、配置・規模等の検証において、地域の実情を把握するため地形の高低差や地域コミュニティ形成等の検証項目を追加し検証を進めました。

3 今後の津波対策との整合について

本見直し計画については静岡県第3次地震被害想定に基づいて検証を行っています。一方、本市では、現在、東日本大震災における被害状況を踏まえて、海岸から概ね2kmの範囲を暫定的な津波対策範囲として設定し、「津波から逃げる対策」や「津波を知らせる対策」に重点をおいて、津波対策を行っています。

今後の動きとして、第4次地震被害想定が示され、それを踏まえて津波対策を含めた新たな防災計画が検討されることから、本見直し計画については、今後の津波対策と整合を図るため、暫定的な津波対策範囲内にあり、判定結果が廃止候補となる区間については、判定結果を保留とし、新たな対策が示された段階で検討していきます。

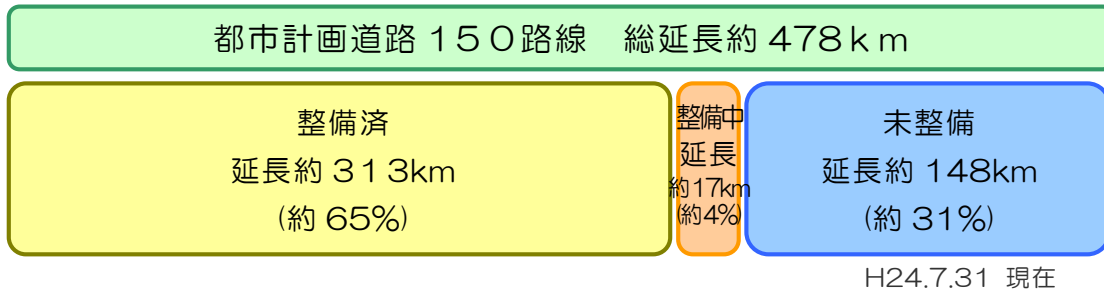


4 都市計画道路見直し計画策定の経緯

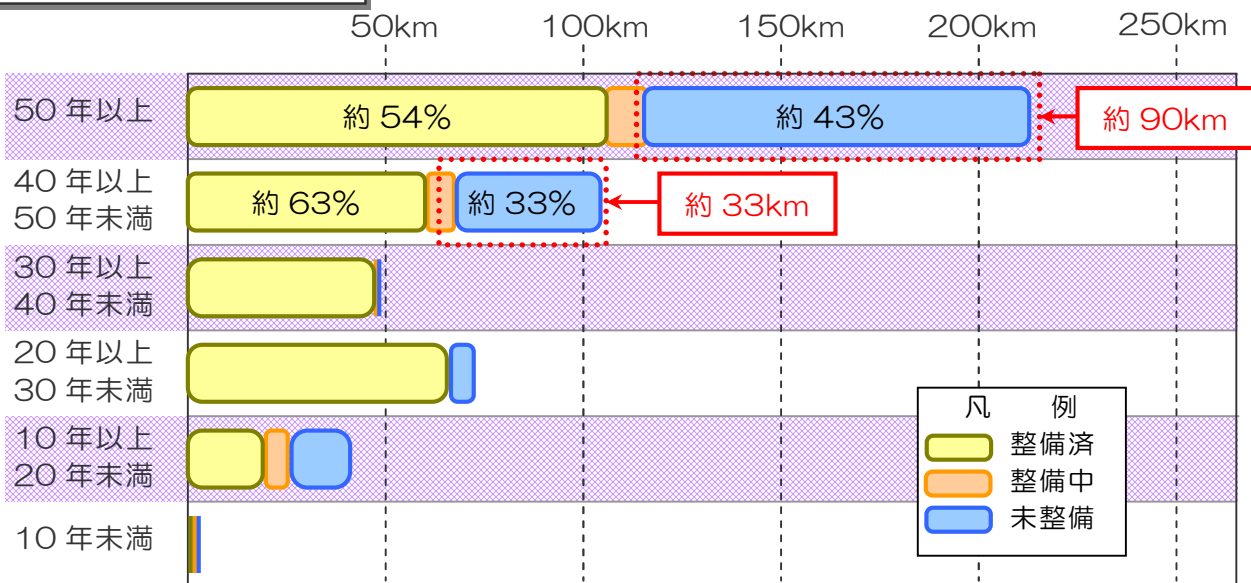
- 平成19年度 検討委員会（1回）庁内幹事会（3回）開催
都市計画道路の見直しガイドライン（案）のパブリックコメント実施
- 平成20年度 検討委員会（2回）庁内幹事会（2回）開催
都市計画道路の見直しガイドライン策定公表
- 平成21年度 都市計画道路見直し計画（案）作成
- 平成22年度 検討委員会（2回）庁内幹事会（1回）開催
第1次浜松市都市計画道路見直し計画策定公表
- ↓
- ※都市計画道路 156路線、総延長約485kmを検証
廃止候補区間 8路線 約9km
存続区間 148路線 約476km（うち幅員縮小1路線 約2km）
- 平成23年度 庁内幹事会（2回）開催
- 平成24年度 庁内幹事会（1回）開催
第2次浜松市都市計画道路見直し計画策定公表

5 都市計画道路の現状と問題点

整備状況



決定後経過年別整備状況



都市計画道路の問題点

社会経済情勢等の変化

- ① 上位計画における都市の将来像に向けた都市空間の基本的な考え方への対応
- ② 人口減少時代における将来都市構造の変化への対応
- ③ 人口減少時代における将来交通需要の変化への対応
- ④ 環境問題への対応
- ⑤ 安全・安心のまちづくりへの対応
- ⑥ 公共事業投資の変化への対応
- ⑦ 都市計画道路を取り巻く制度の改正

都市計画道路整備の問題点

- ⑧ ネットワークとしての機能を果たしていない道路網
- ⑨ 建築物の建替えや土地利用への影響
- ⑩ 機能を代替できる現道の存在
- ⑪ 合意形成面のための説明責任の確保

本市の将来における都市空間の基本的な考え方である集約型の都市構造に対応した効率的、効果的な道路の交通ネットワークを再構築（都市計画道路の見直し）することが必要となりました。

6 将来都市像との整合

上位計画である都市計画マスタープランにおいて、目指すべき「将来都市像」と「将来都市構造」について以下の通り定めています。

【将来都市像】

多彩に輝き、持続的に発展する都市

～みんなが幸せになれるまち・はままつ～

浜名湖、遠州灘、天竜川及び市北部の森林などの豊かな自然環境、工業・農業などの多様な産業及び地域に息づく固有の文化・伝統を本市の貴重な財産として活用することにより**各地域が多彩に輝き**、これらが有機的に連携することにより、豊かで活力ある**持続的に発展する都市**を目指します。

【将来都市構造】

拠点ネットワーク型都市構造

拠点ネットワーク型都市構造とは、機能が集積した複数の拠点形成と公共交通を基本とした有機的な連携による都市構造です。

これにより、低炭素都市形成や効率的な都市経営が可能となる集約型の都市構造の実現につなげていきます。

3つの基本的枠組み

自然環境

と共生するために

豊かな自然環境を有する市北部の森林や浜名湖、遠州灘、天竜川などの水辺地を、都市の持続的発展に欠かすことのできない経済価値・環境価値を有する資源として適切な保全・活用を図ります。

また、身近な緑地・農地の保全・調和を図るとともに、無秩序な都市的土地利用の拡大を抑制します。

市民の暮らし

を向上させるために

市民の様々な生活行動に応じた都市機能の集積を促進する拠点を配置し、拠点間を公共交通で連携することにより、過度に自家用車に依存することのない、歩いて暮らせるまちを形成します。

また、主要な公共交通ネットワーク沿いへ人口集積を高め効率的な土地利用を目指します。

都市活力

を向上させるために

産業・経済の中心となる「都心」、豊かな自然・文化を活かした「観光の拠点」、広域交通の利便性を活かした「産業の拠点」を配置します。

また、多様な産業がともに展開できるように、地域特性に応じて、適正かつ柔軟な土地利用を図り「ものづくり都市」・「農業都市」・「観光都市」としてのさらなる発展を目指します。

将来都市構造（拠点ネットワーク型都市構造）の構築

見直し計画の策定にあたっては、都市計画マスタープランにおいて示す目指すべき「将来都市像」と「将来都市構造」に整合させ、都市機能が集積した複数の拠点形成と公共交通を基本とした有機的な連携による集約型の「拠点ネットワーク型都市構造」を実現する観点から、都市計画道路の見直しを進めることとします。

7 都市計画道路の検証の手順

都市計画道路の見直しは、以下の手順で各路線を検証し、とりまとめることとしました。

計画整合

- ① 都市計画道路の現状把握と上位計画、関連事業との関連確認
全ての都市計画道路の現状把握を行うとともに、以下の項目を基本として上位計画、関連事業との整合を確認します。
- ・将来都市像
 - ・整備計画、都市計画事業等

区間機能検証

- ② 細部の道路機能の検証
上記までの検証で、必要性が確認できない都市計画道路について、必要性を確認します。社会情勢の変化などを勘案し、以下の機能を担っているか検証します。
- ・交通機能（鉄道駅、IC への主要なアクセス道路等）
 - ・空間機能（緊急輸送路等）
 - ・市街地形成機能（新市街地へのアクセス道路等）
- ③ 配置・規模等の検証
効率的重点的な道路整備のための既存ストックの活用として、配置、規模等を検証し、代替機能についての確認や地域の実情にあった計画であるか検証します。

仮判定

ネットワーク機能検証

- ④（仮）都市計画道路網の機能検証
（国・県・主要市道を含んだネットワークチェック）
配置・規模等の検証をした結果、仮に路線・区間の整備方針（存続・廃止）を設定し、その整備方針による新たな（仮）都市計画道路網が道路機能上、望ましい計画であるかを検証します。

判定

存続区間

廃止候補区間

計画整合

① 都市計画道路の現状把握と上位計画、関連事業との関連確認

①-1 全ての都市計画道路の現状把握

<把握する内容>

- ・都市計画道路網（ネットワーク）機能の現状把握
- ・整備状況の把握

①-2 将来都市像の実現に向けての必要性の確認

- ◆ 上位計画等で主要な道路網（ネットワーク）として具体的な位置づけがなされている路線を評価します。

確認する計画	浜松市総合計画 国土利用計画浜松市計画 浜松都市計画区域マスタープラン 浜松市都市計画マスタープラン 西遠都市圏総合都市交通マスタープラン 浜松市総合交通計画
--------	--

①-3 整備計画・都市計画事業等からの必要性の確認

- ◆ 事業中や今後、事業実施が予定されている路線・区間を評価します。

確認する計画	浜松都市計画区域マスタープラン 浜松市のみちづくり計画 浜松市中心市街地活性化基本計画 都市再生整備計画 土地区画整理事業 交通政策事業
--------	---

区間機能検証

② 細部の道路機能の検証

都市計画道路の機能から区間ごとに下記の評価項目により必要性を検証し、点数付け（評価項目ごとに1点）をします。

- ◆ 交通機能 通行機能、沿道利用機能
- ◆ 空間機能 都市環境機能(通風、日照、緑、オープンスペース等)、
都市機能(延焼防止、消火活動、避難路等)、
収容空間機能(上下水、電気、ガス等)
- ◆ 市街地形成機能 都市構造・土地利用の誘導形成機能、街区形成機能

機能区分		評価項目	
交通	通行機能	1 鉄道駅・IC への主要なアクセス道路	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">見直しの必要性からの留意点</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">人口減少時代における将来都市構造の変化への対応</div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">人口減少時代における将来交通需要の変化への対応</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">環境問題への対応</div> <div style="border: 1px solid purple; padding: 5px;">安全・安心のまちづくりへの対応</div>
		2 公共交通ネットワークを構成する道路	
		3 歩行者・自転車が安全に安心して通行できる主要な道路	
	道機能	車が走る道路	
空間	市機能	街路ネットワーク道路 市を形成する道路	
	・機能	路 次地地への路 へのアクセス道路	
	機能	のをする の機能	
	公共交通の空間	な公共交通の道路	
	・通の空間	安全でな歩行空間の をる道路	
	道路の空間	なし	
	市街地形成	市構・地の形成	をる道路 をる道路 地をる道路 通をる道路 市街地へのアクセス道路
	空間	地の形成の をる道路	

③ 配置・規模等の検証

a) 配置：代替機能が可能と予測される既存道路等の有無を確認、地形・地物との整合

〈評価項目〉

- 1 都市計画道路の細部の道路機能を代替する既存道路等の存在
- 2 保全すべき文化財や景観の存在
- 3 保全すべき自然環境の存在
- 4 街なみや地域コミュニティが形成されている地区の存在
- 5 高低差が生じ、沿道土地利用に支障をきたす区間
- 6 地区内のみでの自動車交通を処理する路線

b) 規模：幅員構成の観点（車線数等）

〈評価項目〉

- 7 将来交通量の変化による幅員構成の変化（主に車線数）
- 8 土地利用の変化に伴う幅員構成の変化

各評価項目の検証結果から、都市計画道路の細部の道路機能を代替する既存道路等がある区間を(仮)廃止候補区間、それ以外の区間を(仮)存続区間と定め、「(仮)都市計画道路網(ネットワーク)」の作成を行います。

ネットワーク機能検証

④ (仮)都市計画道路網の機能検証(国・県・市道を含んだネットワークチェック)

路線を廃止した場合、その路線を廃止したことによってどこかに新たな渋滞等の問題が起きないか、混雑度に留意して将来交通量需要予測の検証を行い、最終的な存続（検討継続）・廃止の見直し計画を策定します。

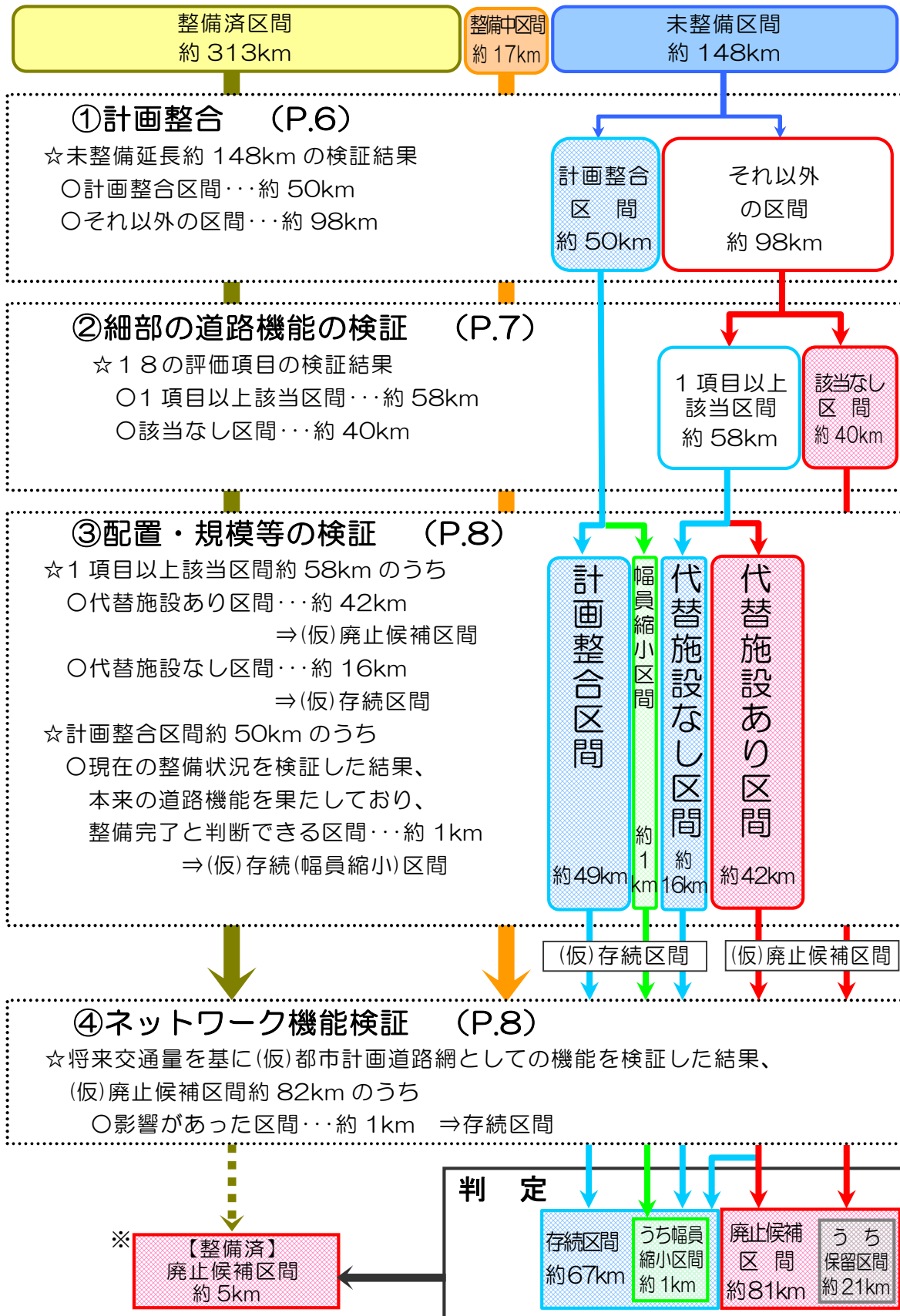
◆ネットワークチェック対象路線

都市計画道路網全体

主要な国・県・市道

西遠都市圏総合交通計画・浜松市総合交通計画で提案される新規路線

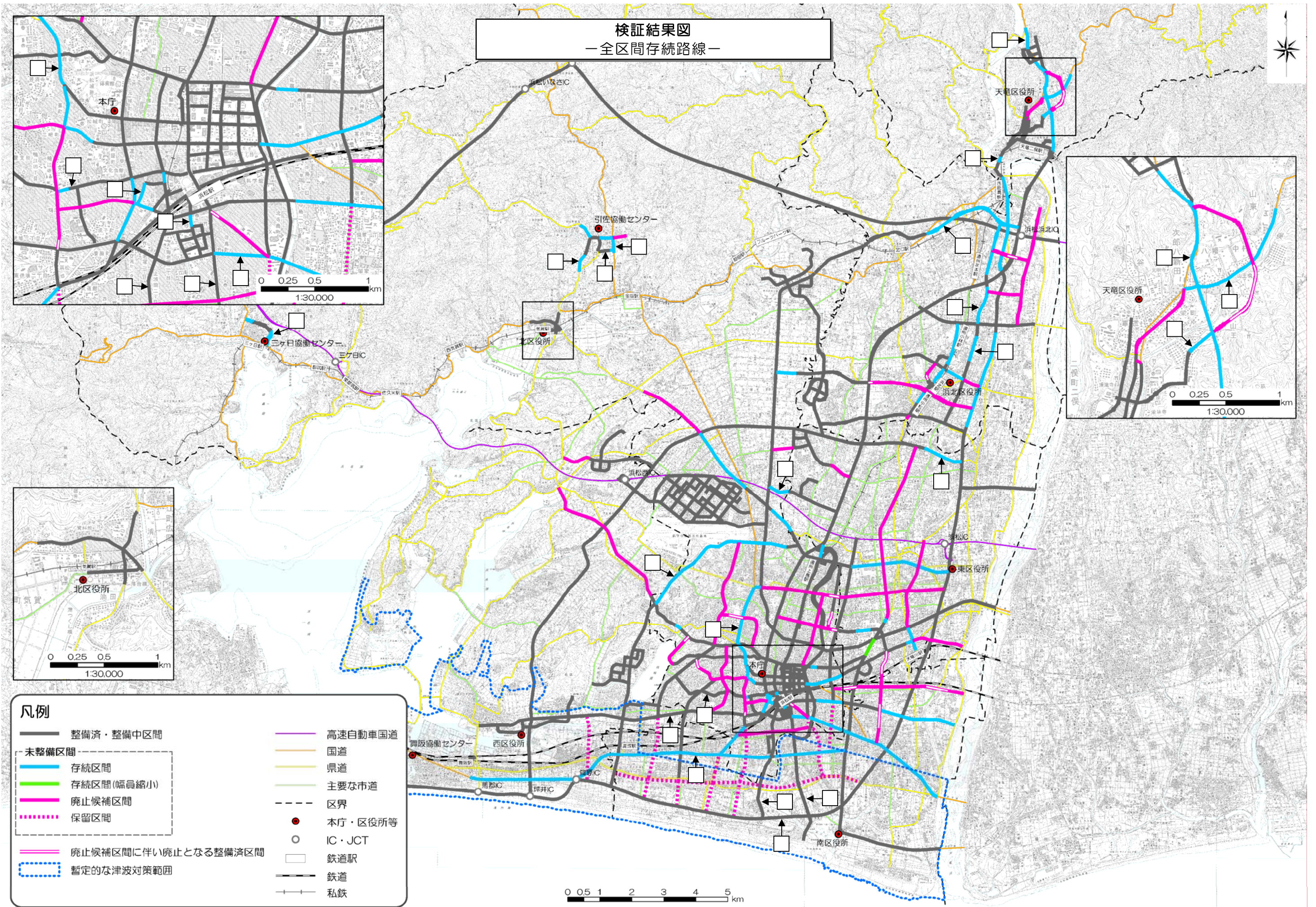
8 都市計画道路の検証結果



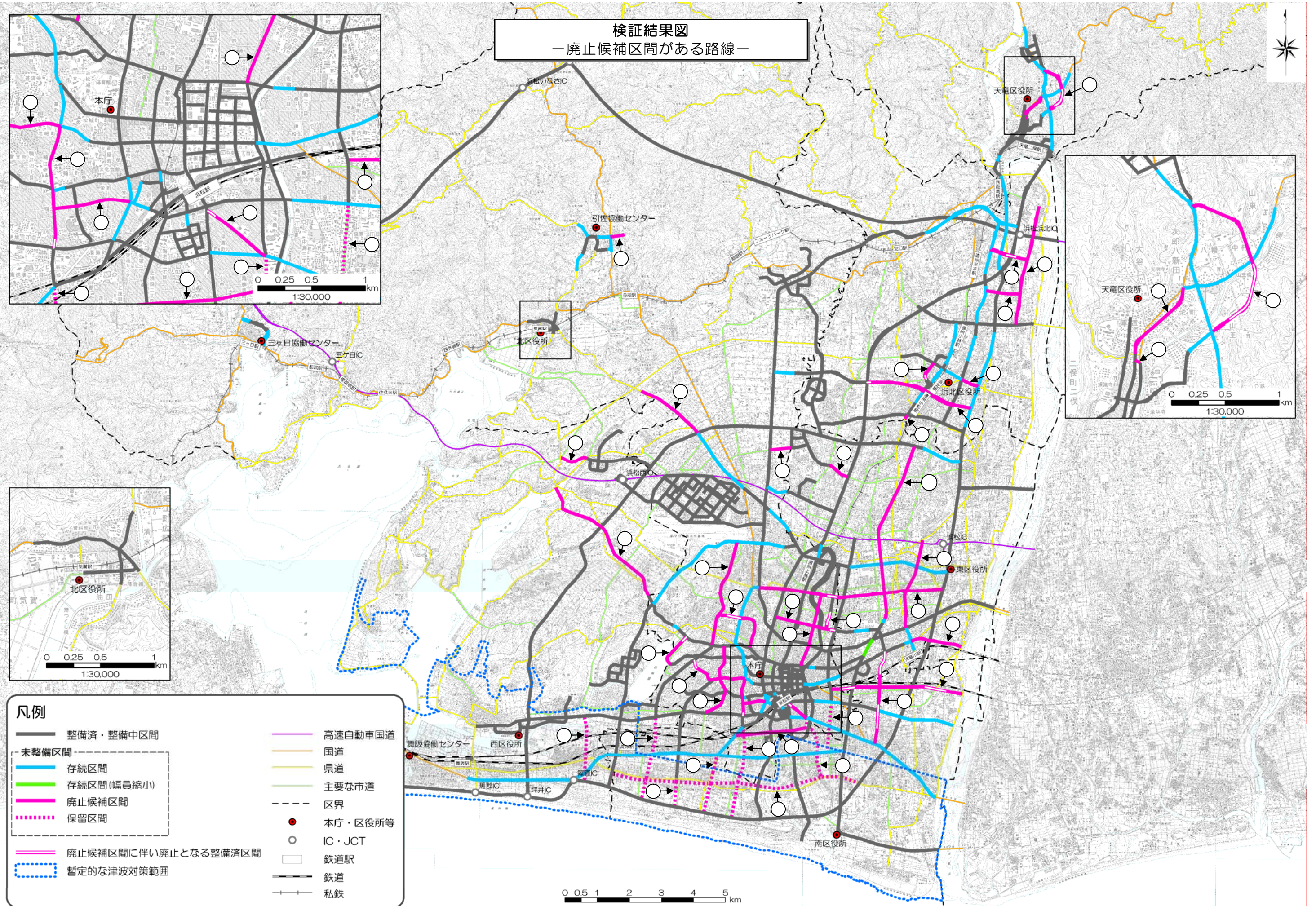
※ “未整備の廃止候補区間” と “整備済区間” をつぎ合わせた際、廃止候補区間と判定したことにより道路ネットワークが成立しなかった整備済区間約5km について廃止候補区間とします。

全区間存続路線一覽

番号	路線番号	路線名	延長	存続区間延長 (未整備)	代表幅員
1	3・3・1	浜北馬郡線	約 31,540m	約 8,020m	25m
2	3・3・2	笠井坪井線	約 21,780m	約 1,310m	25m
3	3・3・4	竜禅寺雄踏線	約 10,470m	約 440m	25m
4	3・4・5	馬込住吉線	約 4,560m	約 2,620m	20m
5	3・2・13	有玉南中田島線	約 9,660m	約 320m	30m
6	3・4・19	三島篠原線	約 8,590m	約 8,460m	20m
7	3・3・22	上島柏原線	約 11,180m	約 4,930m	25m
8	3・4・32	旭町鴨江線	約 2,650m	約 80m	16m
9	3・4・33	元浜米津線	約 4,890m	約 180m	16m
10	3・4・37	美蘭線	約 3,300m	約 850m	16m
11	3・3・65	有玉南初生線	約 2,270m	約 640m	25m
12	3・5・79	鍛冶平田線	約 380m	約 210m	12m
13	3・3・80	中瀬都田線	約 7,230m	約 2,890m	25m
14	3・4・88	中瀬西部線	約 3,250m	約 2,880m	18m
15	3・4・92	砂山寺島線	約 390m	約 60m	20m
16	3・5・201	双竜橋鹿島線	約 2,710m	約 1,290m	15m
17	3・5・204	神明山王線	約 1,290m	約 180m	12m
18	3・4・207	阿蔵船明線	約 4,420m	約 3,680m	16m
19	3・5・210	八幡中村線	約 1,250m	約 1,250m	13m
20	3・4・309	井伊谷本通線	約 540m	約 540m	18m
21	3・4・311	神宮寺正楽寺線	約 1,140m	約 590m	16m
22	3・4・313	井伊谷宮参道線	約 460m	約 90m	16m
23	3・4・401	大苗代西汐田線	約 1,360m	約 730m	16m
合 計		23 路線	/	約 42,240m	/



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平24情複、第345号)」



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 24 情復、第 345 号）」

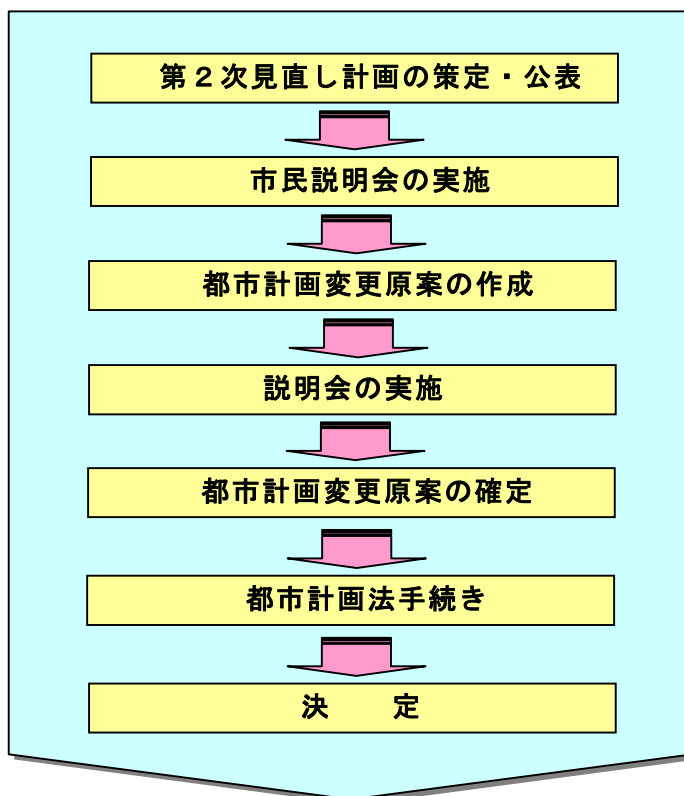
廃止候補区間がある路線一覧

番号	路線番号	路線名	延長	存続区間延長 (未整備)	幅員縮小 区間延長 (未整備)	廃止候補区間延長			代表 幅員
						(未整備)	(整備済)	保留区間	
①	3・3・7	浜北米津線	約 24,470m	約 1,810m		約 1,820m		約 1,820m	22m
②	3・3・8	北島住吉線	約 5,800m	約 240m		約 5,290m	約 270m		22m
③	3・3・9	小池三島線	約 6,810m			約 1,490m		約 1,490m	22m
④	3・3・10	広沢西伊場線	約 2,450m			約 2,450m			22m
⑤	3・4・12	下石田細江線	約 11,930m	約 6,310m		約 2,230m			20m
⑥	3・4・14	大柳篠原線	約 7,750m			約 7,750m		約 7,750m	20m
⑦	3・4・15	国吉蜷塚線	約 9,020m	約 1,650m		約 1,670m			20m
⑧						約 1,740m	約 220m		20m
⑨	3・4・17	竜禅寺森田線	約 2,190m			約 2,190m			20m
⑩	3・4・18	鴨江倉松線	約 4,310m			約 870m		約 870m	20m
⑪	3・3・20	寺島大原線	約 6,350m	約 610m		約 3,180m	約 100m		27m
⑫	3・3・21	中郡福塚線	約 11,620m	約 600m	約 480m	約 5,440m			22m
⑬	3・4・23	泉倉松線	約 8,790m			約 3,295m			18m
⑭						約 2,505m		約 2,505m	18m
⑮	3・4・24	森田米津線	約 2,780m			約 2,780m		約 2,780m	18m
⑯	3・4・25	飯田鴨江線	約 6,320m	約 3,040m		約 680m			18m
⑰	3・4・26	天竜川駅前線	約 3,570m	約 745m		約 2,825m			18m
⑱	3・4・27	高林芳川線	約 6,840m	約 470m		約 1,790m	約 130m		18m
⑲						約 1,500m	約 1,400m		18m
⑳	3・3・29	植松和地線	約 12,220m	約 400m		約 4,630m			22m
㉑	3・4・30	鶴見向宿線	約 4,070m			約 3,050m	約 1,020m		16m
㉒	3・4・31	早出寺脇線	約 5,910m			約 2,310m			20m
㉓						約 2,010m		約 2,010m	20m
㉔	3・4・34	西鴨江柏原線	約 1,960m			約 1,960m		約 1,960m	16m
㉕	3・4・35	掛塚砂山線	約 5,540m	約 4,850m		約 610m	約 80m		16m
㉖	3・4・36	本通り線	約 3,500m	約 2,330m		約 140m			16m
㉗	3・4・39	高畑線	約 2,660m	約 530m		約 550m			16m
㉘	3・5・41	亀山森田線	約 1,940m	約 390m		約 1,090m	約 75m		12m
㉙	3・5・42	池川富塚線	約 4,130m			約 980m	約 190m		12m
㉚	3・5・43	池川和地山線	約 1,950m			約 1,520m	約 430m		12m
㉛	3・5・47	小池細島線	約 2,040m			約 240m	約 390m		14m
㉜	3・4・61	貴布祢線	約 1,480m			約 640m	約 120m		16m
㉝	3・4・66	積志半田線	約 2,130m			約 640m			20m
㉞	3・4・67	半田初生線	約 1,170m			約 670m			20m
㉟	3・3・85	西丘深萩線	約 2,880m			約 820m			25m
㊱	3・4・89	中瀬中央線	約 1,150m			約 860m	約 290m		18m
㊲	3・4・90	中瀬南部線	約 1,090m			約 1,090m			18m
㊳	3・4・91	上島永島線	約 3,650m			約 3,650m			18m
㊴	3・7・202	二俣川通線	約 750m			約 40m			7m
㊵	3・5・203	二俣光明線	約 1,530m			約 770m			13m
㊶	3・5・211	山王曲り線	約 1,650m			約 1,000m	約 650m		14m
㊷	3・4・310	一ノ沢横尾線	約 1,670m	約 919m		約 431m			18m
合計	38 路線			約 24,894m	約 480m	約 81,196m	約 5,365m	約 21,185m	

9 今後の進め方

本計画については、策定後、計画についての市民説明会を実施します。その後、都市計画変更原案を作成し、説明会を実施して原案に対するご意見をいただいたうえで、都市計画法に沿った手続きを進めていきます。

第2次見直し計画の策定後の手続きの手順



問合せ先：浜松市都市整備部都市計画課

〒430-8652

浜松市中区元城町 216 番地の 4

ノーススタービル浜松 5 階

TEL：053-457-2371

FAX：053-457-2164

E-mail：toshikei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市ホームページアドレス

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>

第2次浜松市都市計画道路見直し計画

東 区 判 定 結 果

存続区間がある路線一覧

路線番号	路線名	※総延長	東区 存続区間延長		
			(未整備)	(整備済)	(整備中)
3・3・1	浜北馬郡線	約 31,540m		約 6,220m	約 450m
3・3・2	笠井坪井線	約 21,780m	約 1,310m	約 3,360m	約 720m
3・3・3	中ノ町都田線	約 19,310m		約 5,000m	
3・3・7	浜北米津線	約 24,470m		約 3,550m	
3・3・9	小池三島線	約 6,810m		約 2,890m	
3・4・12	下石田細江線	約 11,930m	約 3,120m		約 510m
3・2・13	有玉南中田島線	約 9,660m	約 200m		
3・4・15	国吉蜆塚線	約 9,020m	約 240m	約 2,140m	
3・3・21	中郡福塚線	約 11,620m	約 120m	約 1,420m	約 540m
3・4・26	天竜川駅前線	約 3,570m	約 745m		
3・4・27	高林芳川線	約 6,840m	約 470m	約 860m	約 500m
3・3・29	植松和地線	約 12,220m		約 880m	
3・5・47	小池細島線	約 2,040m		約 10m	約 100m
3・5・49	子安線	約 740m		約 740m	
3・3・65	有玉南初生線	約 2,270m		約 1,630m	
3・4・66	積志半田線	約 2,130m		約 1,490m	
3・4・67	半田初生線	約 1,170m		約 500m	
3・4・73	磐田笠井線	約 2,330m		約 2,330m	
3・5・75	半田有玉西線	約 1,030m		約 1,030m	
3・2・81	大原半田線	約 3,000m		約 280m	
7・5・6	半田東三方線	約 370m		約 370m	
合計	21路線		約 6,205m	約 34,700m	約 2,820m

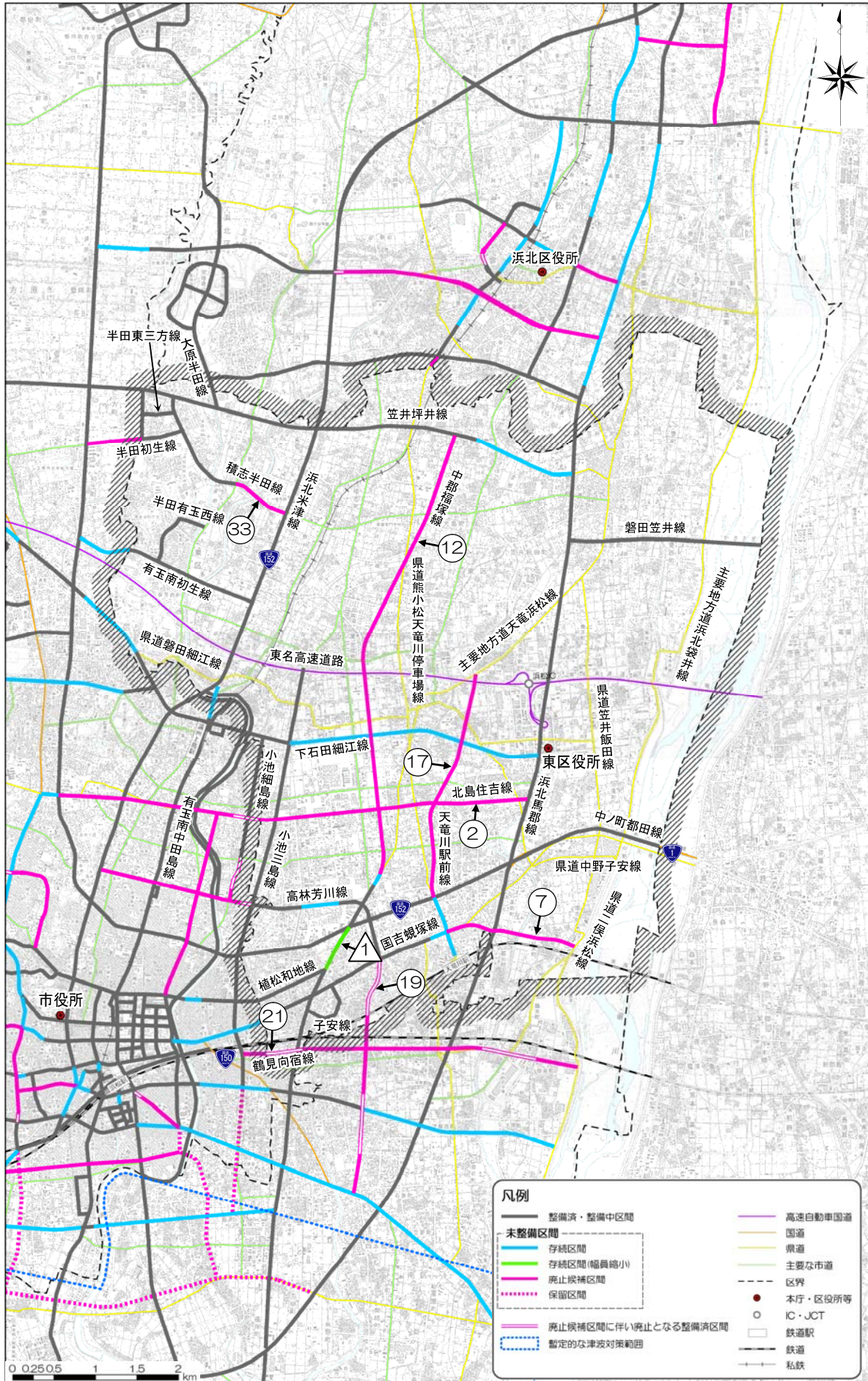
幅員縮小区間がある路線一覧

※				
番号	路線番号	路線名	※総延長	幅員縮小区間延長
△	3・3・21	中郡福塚線	約11,620m	約480m

廃止候補区間がある路線一覧

番号	路線番号	路線名	※総延長	東区 廃止候補区間延長		
				(未整備)	(整備済)	保留区間
②	3・3・8	北島住吉線	約 5,800m	約 3,300m		
⑦	3・4・15	国吉蜆塚線	約 9,020m	約 1,670m		
⑫	3・3・21	中郡福塚線	約 11,620m	約 5,440m		
⑰	3・4・26	天竜川駅前線	約 3,570m	約 2,825m		
⑲	3・4・27	高林芳川線	約 6,840m	約 140m	約 710m	
⑳	3・4・30	鶴見向宿線	約 4,070m	約 40m	約 400m	
㉓	3・4・66	積志半田線	約 2,130m	約 640m		
合計	7路線			約 14,055m	約 1,110m	

※ 総延長は都市計画決定された路線全体の延長を記しています

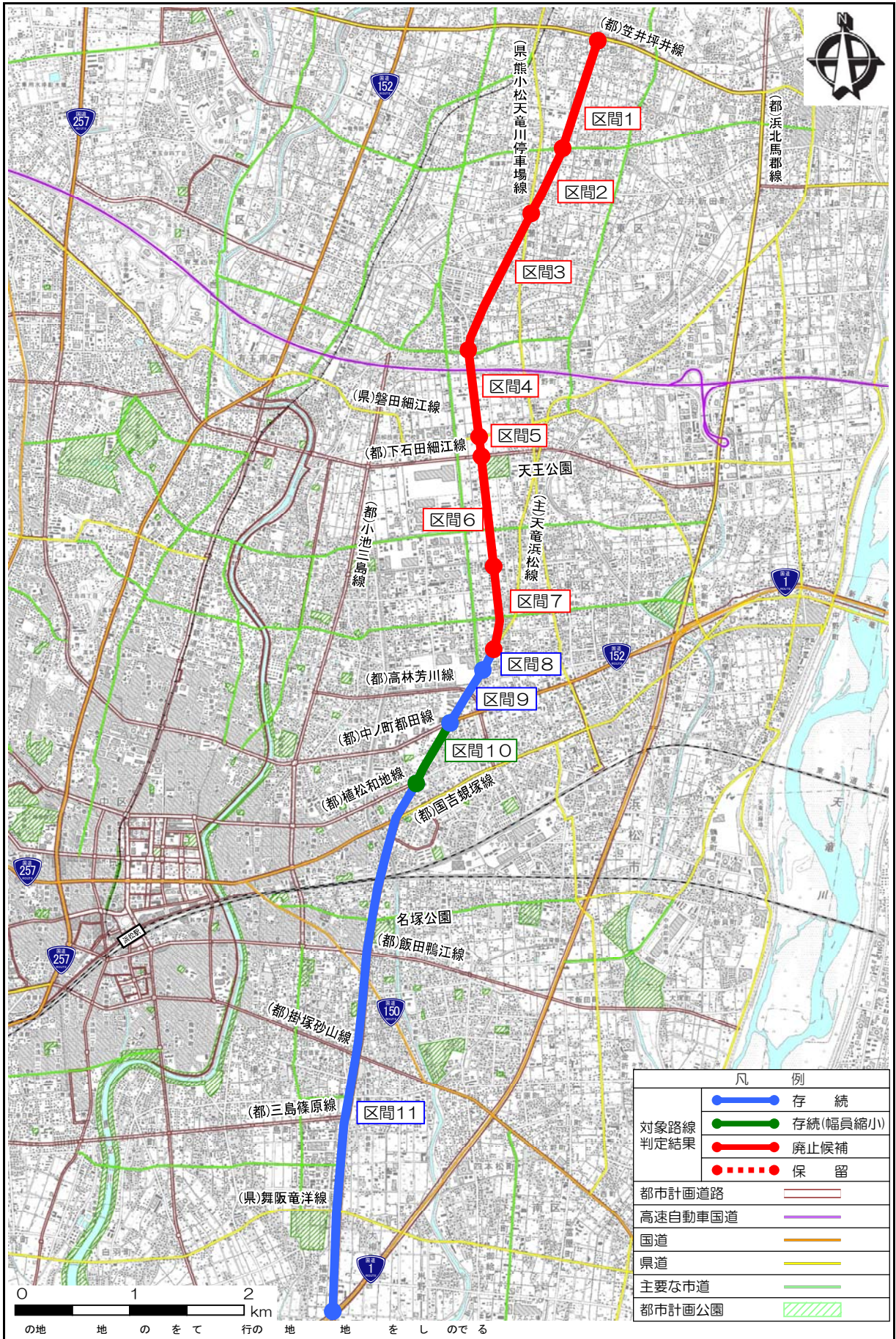


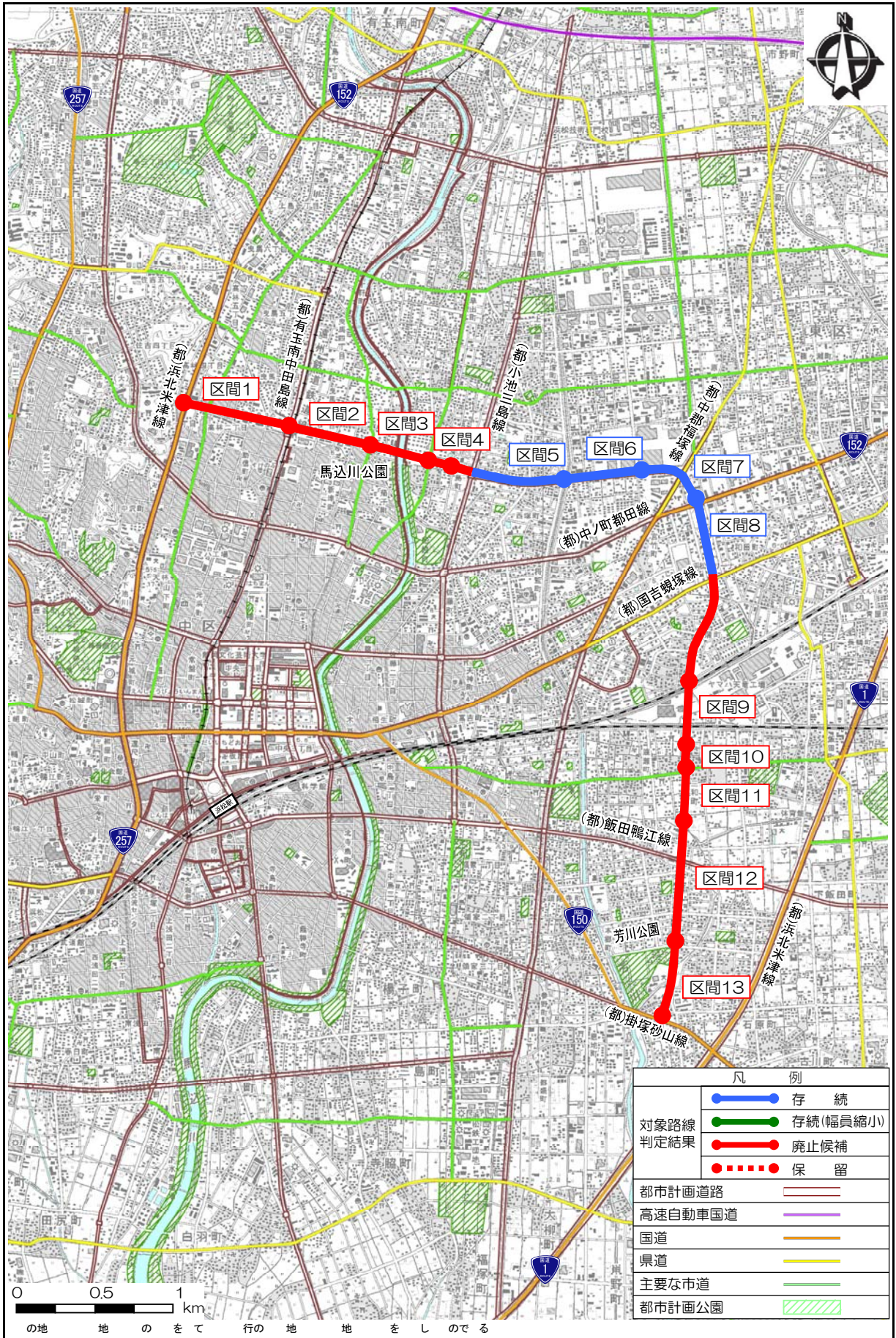
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平24情複、第345号)」

判 定 結 果

—廃止候補区間がある路線—

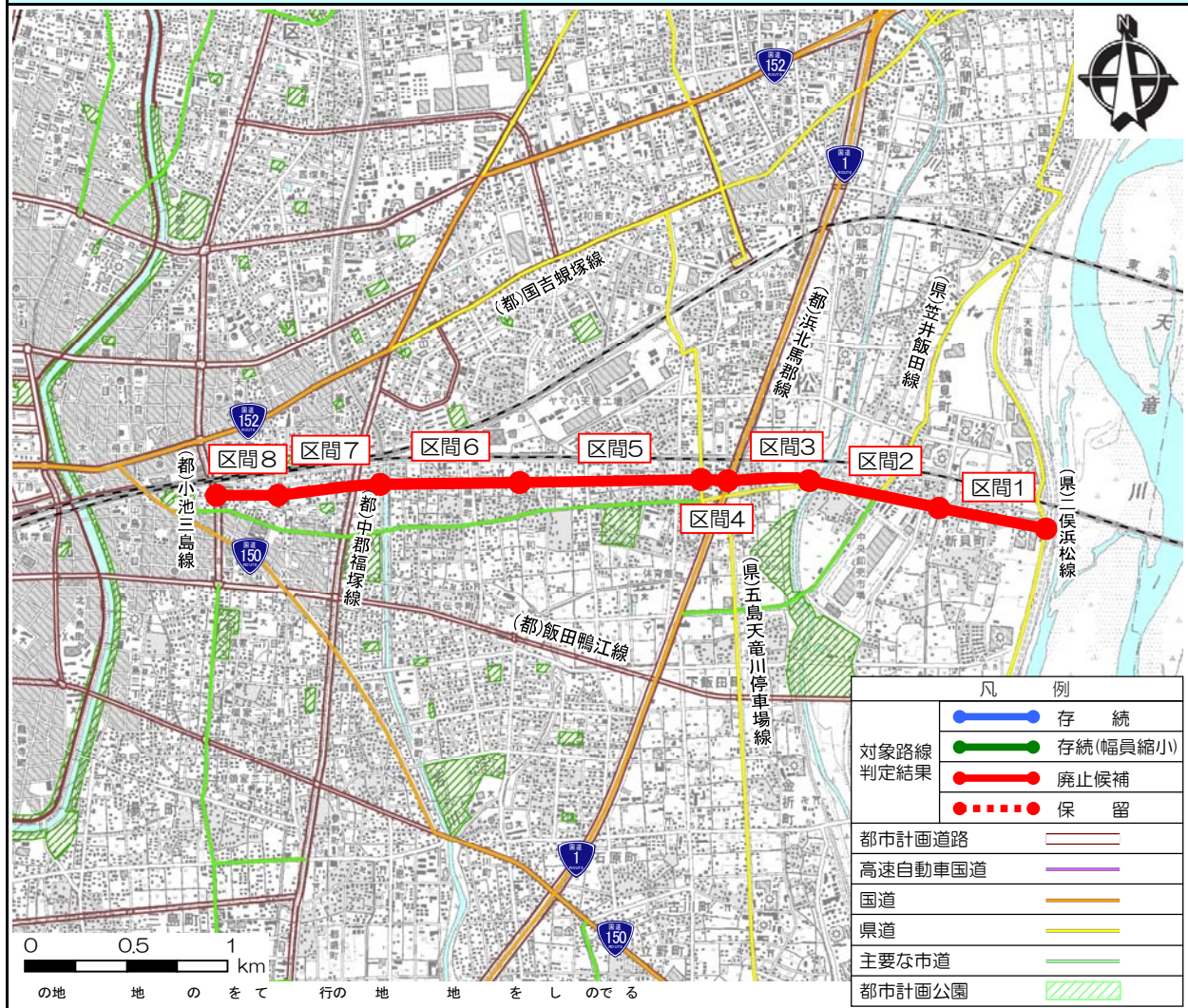
東区





番号・路線名	3・4・30号 鶴見向宿線	延長	4,070m	代表幅員	16m	車線数	2
当初決定	S37.3.22	位置	起点	道			
			終点	目			

判定結果図



評価結果

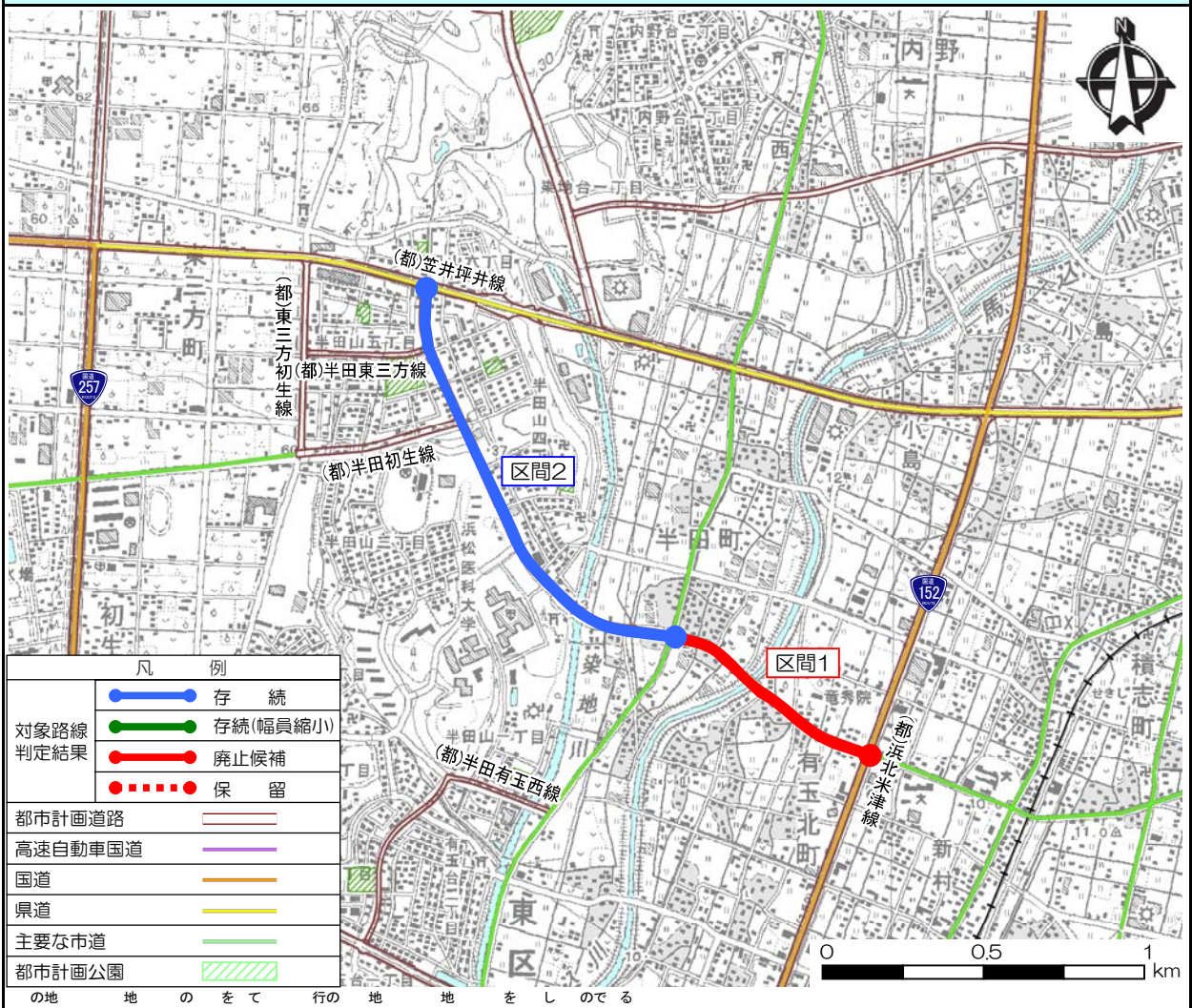
区間番号	区間延長 (m)	計画車線数	計画幅員 (m)	整備状況	検証の結果 (P.5~P.8参照)				判定結果
					①計画整合 〈確認〉	②細部の道路機能の検証 〈判定I〉	③配置・規模等の検証 〈判定II〉	④ネットワーク機能検証	

判定理由

間 間の道路機能の に て を する道路 市街地へのアクセス道路に
 して るが がる して ネットワーク機能 に て の道路の に し
 な 間する
 間 間で るが 間の に 道路のネットワーク して成 しな
 間 間する
 能 に て の道路の に し な に て な して ネットワーク機
 間する

番号・路線名	3・4・66号 積志半田線	延長	2,130m	代表幅員	20m	車線数	2
当初決定	S62.12.25	位置	起点 終点	市 市	目		

判定結果図



凡例	
対象路線	●—● 存続
判定結果	●—● 存続(幅員縮小)
	●—● 廃止候補
	●—● 保留
都市計画道路	—
高速自動車国道	—
国道	—
県道	—
主要な市道	—
都市計画公園	▨

評価結果

区間番号	区間延長(m)	計画車線数	計画幅員(m)	整備状況	検証の結果 (P.5~P.8参照)				判定結果
					①計画整合<確認>	②細部の道路機能の検証<判定I>	③配置・規模等の検証<判定II>	④ネットワーク機能検証	

判定理由

間にての道路の間の間の道路機能の間にしてネットワーク機能

問合せ先：浜松市都市整備部都市計画課
〒430-8652
浜松市中区元城町 216 番地の 4
ノーススタービル浜松 5 階

TEL：053-457-2371

FAX：053-457-2164

E-mail：toshikei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市ホームページアドレス

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>

おしらせ

平成24年度浜松市社会福祉功績者の表彰について

福祉総務課 ☎457・2326
 社会福祉功績者の表彰は、多年にわたり浜松市の社会福祉の増進に貢献のあった人や団体を表彰する制度です。今年度は、12月10日に福祉交流センターで開催された第35回浜松市社会福祉大会で表彰しました。

■民生委員・児童委員として長きにわたり地域福祉の向上に貢献されています。
 池ヶ谷しづさん(東区宮竹町)、伊藤サト江さん(中区高丘北二丁目)、小宮史朗さん(中区佐鳴台三丁目)、吉岡久子さん(浜北区内野台四丁目)

■保護司として長きにわたり更生保護活動に尽力されました。
 (故)岡本康治さん(中区高丘東四丁目)、鈴木善吉さん(天竜区青谷)、寺田昇さん(天竜区水窪町奥領家)

■社会福祉の分野で長きにわたりボランティア活動を行い貢献されています。
 浜松医療センターボランティアしらゆり(中区富塚町)

分譲マンション管理セミナー

住宅課 ☎457・2456

☎457・2345

日時 2月16日(土)午後1時30分～4時30分

場所 Uホール(中區城北一丁目)

内容 分譲マンションの監事監査、コミュニケーションに関する講座、相談会

定員 50人(先着順)

講師 NPO法人静岡県マンション管理士会
 申込 1月14日(月)から申込用紙に必要事項を書いて、ファクス、Eメールまたは直接住宅課(ノーススタービル浜松8階)へ[1月31日(木)締め切り]

※申込用紙は、住宅課で配布しています。また市ホームページからもダウンロードできます。
 Eメール jutaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp
 市HP ▶分譲マンション管理セミナー 検索

不動産無料相談会

くらしのセンター ☎457・2025

日時 2月6日(水)午前10時～正午(受付:11時30分まで)、午後1時～3時(受付:午後2時30分まで)

場所 101会議室(市役所北館1階)
 問合せ (社)全日本不動産協会静岡県本部 ☎054・285・1208

※当日、直接会場へ
 音声案内サインの説明CDの配布
 土地政策課 ☎457・2642
 ☎457・2601

音声案内サインの説明CDの配布

JR浜松駅周辺の街なかを中心に設置されている、音声案内サイン設備のしくみや、設置場所などを説明した音声CD(音楽CD形式)を、希望者に郵送で無料配布します。
 対象 浜松市内在住で視覚障がいのある人
 申込 電話、ファクスまたはEメールで、住所、氏名、電話番号を土地政策課へ[1月31日(木)締め切り]

Eメール tochi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

都市計画案の縦覧

都市計画課 ☎457・2371

北区都田町・大原町の一部における区域区分の変更(市街化区域編入)および用途地域の指定(工業専用地域)に関する都市計画の立案にあたり、都市計画法の規定に基づき、都市計画案を縦覧します。
 期間 1月11日(金)～25日(金)
 ※閉庁日および執務時間外を除く

場所 都市計画課、北部都市整備事務所(浜北区役所南館1階)
 ※この案について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに、郵送または直接、書面で都市計画課(〒430-0946 中区元城町21-4 ノーススタービル浜松5階)に意見書を提出することができます。[1月25日(金)午後5時15分必着]
 ※期間中は市ホームページでも、覧になれます。
 市HP ▶都市計画案 検索

所得税・消費税決算申告指導会

税務総務課 ☎457・2141

日時 1月29日(火)～3月15日(金)(土日祝は除く)午前9時～11時30分、午後1時～4時
 場所 浜松西青色申告会
 定員 各日20人(先着順)

内容 事業所得者・不動産所得者の決算・申告などの個別指導
 講師 東海税理士会浜松西支部
 申込 事前に電話で、浜松西青色申告会事務局(☎454・2101)へ

市HP ▶見直し計画 検索

「第2次浜松市都市計画道路見直し計画」を策定しました

都市計画課 ☎457・2371

本市では、都市計画決定されている道路について、都市の将来のすがたを実現するために必要な道路であるかの検証を行い、「第2次浜松市都市計画道路見直し計画」を策定し、公表しました。また、策定した計画について説明会を開催します。なお、策定した計画は都市計画課(ノーススタービル浜松5階)または、市ホームページで確認できます。

市民説明会日程			
月	日	時間	会場
1月	31日(木)	午後7時～	天竜区役所2階 21・22会議室
	4日(月)		浜北区役所北館3階 大会議室
	5日(火)		東区役所3階 31・32会議室
2月	7日(木)		北区役所3階 31・32会議室
	12日(火)		西区役所3階 大会議室
	13日(水)		南区役所3階 大会議室
	14日(木)		市役所北館1階 101会議室

※当日、直接会場へ
 ※今後5年間で実施予定の「都市生活基盤分野における社会資本整備の取り組み」についても説明します。
 市HP ▶見直し計画 検索

全身を使って、ダイナミックに、力強く



特集／エンジン01文化戦略会議

「オープンカレッジin浜松」開催…2

みんなの広場…6

三遠南信ふれあいウォーク／愛知のてっぺん豊根村…6

市長コラム／新年を迎えて…7

平成24年の主な出来事…8

【今月の表紙】

大きな筆と紙を使い、音楽などに合わせて書道をする「書道パフォーマンス」。浜松市立高校書道部の部員たちも、大会やイベントに向け、日々練習に励んでいます。ある日の部活では、新年の干支“巳”の字を、ダイナミックに表現する部員の姿が見られました。

市役所のどこへ電話したらよいか分からない場合
市民コールセンター ☎053-457-2111

浜松市ホームページ <http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>

浜松市公式フェイスブック「いいら!」
<http://www.facebook.com/hamamatsu.iira>

浜松市メールマガジン(毎月1日・15日配信)
※市ホームページから登録してください

区役所総合案内

- 中区役所 ☎053-457-2111
(中区役所は市民コールセンターと共通)
- 東区役所 ☎053-424-0111
- 西区役所 ☎053-597-1111
- 南区役所 ☎053-425-1111
- 北区役所 ☎053-523-1111
- 浜北区役所 ☎053-587-3111
- 天竜区役所 ☎053-926-1111

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	地域力向上事業について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>地域力向上事業は、地域で困っていることを解決したり、地域の魅力を活用したりすることで、住みよい地域社会の実現を目指す事業です。</p> <p>○市民提案による住みよい地域づくり助成事業 団体の提案の基づき、市が公益上の必要性を認め、団体が自主的に取り組む事業に対し、市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業</p> <p>○地域課題を解決する区企画事業 市民や団体からの提案やアイデアをもとに、地域課題の解決、地域資源の活用等について、市民協働の観点を取り入れ、区が企画・実施する事業</p>				
対象の区協議会	東区				
内 容	<p>○提案事業1件の意見聴取 ・区企画事業1件 「生活習慣病予防のための健康展」 ※いずれも資料は当日配布します。</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	東区・区振興課	担当者	鈴木勝久・服部	電話	424-0115

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

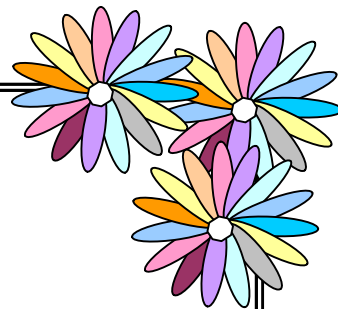
平成24年度地域力向上事業提案内容（1月）

成

	予算額	変更後予算額	補助金額又は概算事業費	
助成事業	8,300,000	4,700,000	3,964,000	736,000
区企画事業	8,400,000	12,000,000	11,257,000	743,000

■区企画事業

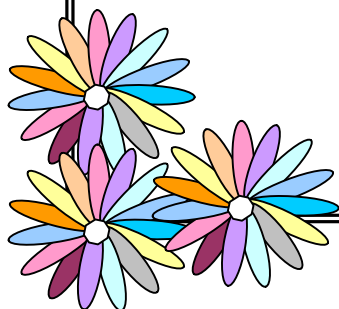
		者	の目		
1	の		市ののの機をにて	<p>市一でをのするのの 市ののをしにの がのをするの心 へのながのをするが の間がにてがの自 するののネを</p>	
				成	
				市一	



平成 25 年度

地域力向上事業

提案募集中



地域力向上事業とは、地域で困っていることを解決したり、地域の魅力を活用したりすることで、住みよい地域社会の実現を目指す事業です。

「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」と区が企画・実施する事業があります。

☆ 市民提案による住みよい地域づくり助成事業

団体の提案に基づき、市が公益上の必要性を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し、市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業です。

☆ 区が企画・実施する事業

地域の活性化や区内の課題の解決等について、市民協働の観点を取り入れ、区が企画・実施する事業です。

■ 助成事業、区実施事業ともに提案を募集します。■

募 集 期 間

平成 25 年 2 月 1 日（金）～ 2 月 28 日（木）

※ 以降、予算額に達するまで随時受け付けますが、書類をご提出いただいてから、事業の採用・不採用を決定するまで 2 カ月程度かかる場合がありますので、お早めにご提出またはご相談ください。

書類の提出先

浜松市東区役所区振興課

1 募集する事業の内容

次に掲げる公益性のある事業で、平成 25 年度中に東区内で実施される事業とします。

- ① 地域コミュニティづくりに関する事業
- ② 安全安心な地域づくりに関する事業
- ③ 生活改善及び生活環境の向上に関する事業
- ④ 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業
- ⑤ 健康・福祉の向上に関する事業
- ⑥ 地域の特性を活かしたまちづくり事業

ただし、次に掲げる事業は対象となりません。

- ・ 特定の政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- ・ 国、県などの他の公共団体等から別に補助金等の公的支援を受ける見込みのある事業
- ・ 施設整備等、後年度に維持管理経費が生じる事業

2 事業の実施期間

事業採択決定から平成 26 年 3 月 31 日までの間

3 提出先

①郵送 ②持参 ③Eメール ④ファクスのいずれかの方法で、東区役所区振興課へご提出ください（あて先などは、問い合わせ先をご覧ください。）。なお、②持参の場合は、東区内の公民館でも受け付けます。

助成事業

1 補助金額

予算の範囲内で、補助対象経費（※）の 2 分の 1 以内、200 万円を上限とします。
ただし、平成 22 年度以降に地域力向上事業で採択された事業と同一事業が採択された場合は、補助率が変更となる場合があります。

再度 40 %以内 再々度 25 %以内

※ 補助対象経費については、別添の資料をご覧ください。

2 応募資格

市内に住所を有する、または市内で活動する 3 人以上の団体で、当該年度から起算して過去 5 年間に市税の未納がない法人・団体

- ※ 政治・宗教活動を目的とする団体及び公の秩序に反する団体を除きます。
- ※ 原則として 1 つの提案を複数の区へ提出することはできません。

3 応募方法

規定の事業提案書等に必要事項を記入して、提出してください。

- ※ 事業提案書等は、東区役所区振興課、東区内の公民館に備え付けてあります。また、浜松市ホームページからもダウンロードできます。

[\(http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/ward/higashiku/\)](http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/ward/higashiku/)

用紙サイズは A4 たてとしてください。

4 事業の選定方法

ご応募いただきました提案については、事業の内容や効果について、会議の席上で提案者にご説明いただき、公益性等について検討後、区協議会の意見を踏まえて選定します。

5 結果の通知

ご応募いただいた提案の採用・不採用については、原則として提出していただいた月の翌々月の上旬にお知らせします。（2月に提出していただいた場合は、4月上旬にお知らせする予定です。）

※ 採択候補となった提案については、改めて申請書類を提出していただきます。

6 助成事業実施の流れ（流れ図は4ページ）

区実施事業

1 応募資格

個人でもグループ・団体でも提案できます。

※ 政治・宗教活動を目的とする団体及び公の秩序に反する団体を除きます。

2 応募方法

規定の様式はありません。区実施事業であることを明記のうえ、事業内容、連絡先を記入して、提出してください。

※ 採用された提案事業に関する各種権利は、すべて浜松市に帰属するものとします。

助成事業・区実施事業共通

《その他》

- ・ 応募により取得した個人情報、応募内容に関する問い合わせや結果の通知など本件事業に関することに限って利用します。
- ・ 応募いただいた提出書類は返却しません。

《問い合わせ先》

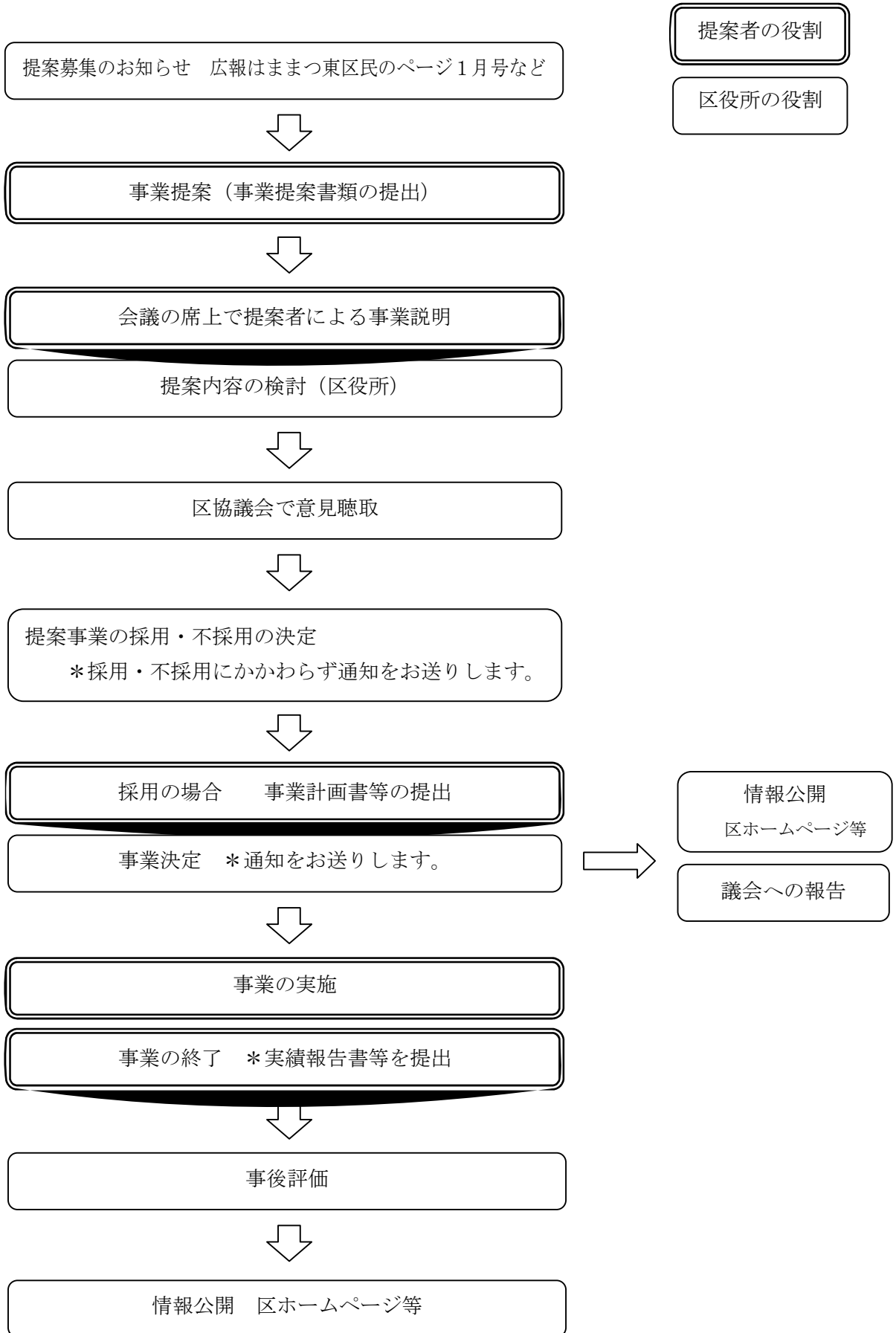
浜松市東区役所 区振興課

住所 〒435-8686 浜松市東区流通元町20-3

電話 053-424-0115 ファクス 053-424-0131

Eメールで e-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の流れ



区協議会の開催日程（1月）について

このことについて、次のとおり区協議会が開催されますのでお知らせします。

			市	・ 次 市 市 道路 し ・ 地 に て ・ の		
			.	・ 次 市 市 道路 し ・ 地 に て ・ の		
				・ 公共 次 市 市 の 道路 し ・ 地 に て ・ の		
				・ 次 市 市 道路 し ・ 地 に て ・ の		
				・ 市 な の セ 一の ・ 次 市 市 道路 し ・ 地 の地 ス 行の ・ の に て		
				・ 次 市 市 道路 し ・ 地 に て ・ の		
			.	・ 市 自主 行 セ 一の ・ ス 次 市 市 道路 し ・ 地 に て ・ の		

市民部 市民協働・地域政策課 担当：白井
TEL 457-2243（内線2243）